○内閣府告示第千三百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第六百五十六号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鉾田市

二　地域再生計画の名称　鉾田市文化芸術振興事業

三　地域再生計画の区域の範囲　鉾田市の全域

○内閣府告示第千三百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十八年内閣府告示第五百八十二号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　川口市

二　地域再生計画の名称　さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　川口市の全域

○内閣府告示第千三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第千三百七十七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八尾市

二　地域再生計画の名称　近畿大学との連携による高齢化進展地域世代交流活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八尾市の区域の一部（桂小学校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千四百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第九百十一号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　羽曳野市

二　地域再生計画の名称　～羽ばたきプロジェクト～　ＤＭＯとともに創る羽曳野まちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　羽曳野市の全域

○内閣府告示第千四百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第九百三十七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県吉野郡下市町

二　地域再生計画の名称　下市の拠点整備事業による地域が元気になるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡下市町の全域

○内閣府告示第千四百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第九百三十八号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県吉野郡黒滝村

二　地域再生計画の名称　小さな拠点づくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県吉野郡黒滝村の区域の一部（堂原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第千四百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十八年内閣府告示第九百十五号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県東伯郡北栄町

二　地域再生計画の名称　北栄農業まるごとブランド化事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県東伯郡北栄町の全域

○内閣府告示第千四百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第二千二百三号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　美作市

二　地域再生計画の名称　「こぶしの里　後山」リノベーションによる滞在・交流拠点整備事業

三　地域再生計画の区域の範囲　美作市の全域

○内閣府告示第千四百六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第三千百九十七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　八幡浜市

二　地域再生計画の名称　買い物弱者支援を契機とした地域コミュニティ再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　八幡浜市の全域

○内閣府告示第千四百七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第千十五号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県

二　地域再生計画の名称　外商強化に向けた食品加工の高度化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県の全域

○内閣府告示第千四百八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第千二十七号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　着地型観光宿泊施設整備事業による施設を拠点とした地域の魅力化事業

二　地域再生計画の名称　着地型観光宿泊施設整備事業による施設を拠点とした地域の魅力化事業

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡日高村の全域

○内閣府告示第千四百九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第三千三百二十三号をもって公示した地域再生計画の認定を平成三十年三月三十日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　高知県高岡郡日高村

二　地域再生計画の名称　日高村と村外を繋ぐ小さな拠点整備事業計画

三　地域再生計画の区域の範囲　高知県高岡郡日高村の全域